

後期高齢者医療制度問題



厚生労働委員会（第十五回）

政府参考人の出席を求めるとを決定した。

後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（参第一七号）について参考人茨城県医師会会長原中勝征君及び中央労協会長・「後期高齢者医療制度」を撤廃する会呼び掛け人笹森清君から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行い、発議者参議院議員福山哲郎君、同大塚耕平君、同小池晃君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

2008年6月5日 169回・参議院・厚生労働委員会

後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案について

政府参考人

- ・ 舛添要一 厚生労働大臣
- ・ 水田邦夫 厚生労働省保険局長

質疑内容

- ・ 後期高齢者の保険料額の変化に関する調査結果についての
- ・ 低所得者ほど保険料負担が軽減するとの従来の説明と調査結果が相反することとなった理由
- ・ 後期高齢者の保険料額の変化に関する調査結果の推計の根拠を示す必要性

風間直樹君 本日、この委員会が参議院における事実上の後期高齢者医療制度、そしてその廃止法案の最後の審議の日であります。この制度そして廃止法案はまさに国民注視の内容であり、当然この委員会に対する本日の全国の国民の関心も非常に高いものがあります。

この後期高齢者医療制度については、御案内のとおり、野党のみならず、これを成立させた与党議員からも抜本的な見直しあるいは制度の廃止を求める声が多数相次いでいます。例えば、元総理の中曽根康弘元議員、あるいは塩川正十郎元議員、そして堀内光雄議員、こうした方が様々な雑誌あるいは新聞のインタビューに答え、この制度の見直し、廃止を求めています。

しかし、この制度の改善あるいは廃止法案の審議を行う今日この場において残念ながら与党議員の出席は



得られませんでした。この厚生労働委員会、定数は二十五名です。そのうち十一名の与党議員が皆様御覧のように欠席をしています。これは異常事態であります。

今日は、この問題への関心の深さを表して、傍聴席にも多数の国民の皆さんがお越しになっています。傍聴席の皆さんはこの事態をどのような目で御覧になるでしょうか。誠にこうした事態、残念であります。

午前の参考人質疑の直前、与党議員が全員退席をされました。その後、国民の気持ちを表すかの外は雨が降り始めました。これは国民、そして七十五歳以上のお年寄りの涙の雨かもしれないと思います。

そこで、まず法案提出者にお尋ねをしたいと思います。まさにかかる異常事態、与党議員の欠席の下でこうした審議を行わなければならないことについてどのような認識をお持ちでしょうか。

委員以外の議員（福山哲郎君） 我々法案提案者といましては、国会の委員会の運営に対して何らかの言葉を差し挟む立場にはございません。しかしながら、まさに風間委員が今御指摘をいただきましたように、この後期高齢者医療制度の廃止法案の行方に国民は大変注目をされています。そして、不安と不満と怒りが全国に充満する中で、我々としては法案を提出をさせていただきました。

国会が会期末を控えて、一日も早くこの参議院での審議を終了し、通じていただいて、衆議院に送り、この法案の成立を図りたいという我々の思いをもってすれば、この場に与党の委員が御出席をいただかないことは大変残念に思っておりますし、今からでも結構でございますので、与党委員には審議に加わっていただいて、とにかくこの法案を一日も早く成立をさせていただくために御協力をいただきたい、そのことを申し上げたいと思っております。



風間直樹君 大変責任の重い法案の審議であります。二十五名の定数中、残された十四名の我々委員で真剣な質疑を行い、そして真に国民のためになる制度の確立に向けた議論を行いたいと思います。

また、委員部にお願いをしますが、この委員会継続の間も、是非与党議員には出席要請を継続して行っていただきたい。私の質問終了後、与党議員の質問時間が約六十分予定をされております。この間も我々はこの席に座り、与党議員の出席を待ちたいと思います。

それでは、まず、昨日、厚労省が発表されました保険料額の変化に関する調査の結果についてお尋ねをしたいと思います。

昨日のニュース、私はテレビを見てびっくりしました。ちょうど厚労省の発表が行われた前後、たまたま議員会館のエレベーター前におりました私は、舛添大臣と擦れ違いました。日ごろ温厚な大臣が、昨日に限り大変焦燥感をみなぎらせていらっしまったことが強く印象に残った次第でございます。多くの国民は、昨日の結果発表に大変強い違和感と驚きを持つただろうと思います。

昨日の新聞だったと記憶をしておりますが、政府高官がこのような発言をしたことが記事として出ていました。七割の人は保険料が下がっている、廃止法案を出した民主党はどうするつもりなのか。確かに厚労省のこの調査では、七割の世帯で国保に比べ後期高齢者医療制度の保険料が下がる、こうした内容になっていきます。しかし、そうした実感は全くありません。同時に、この発表では、最も配慮がなされるべき低所得者のうち実に三九%が負担増になっているという結果が出ています。こうした弱者に対する安全面あるいはセーフティネットが用意されていない、そのような制度であります。よって、この委員会においては、世論の疑問と不安にこたえ、まず昨日の結果の精査からさせていただきます。

そこで、お尋ねをいたします。

昨日、厚労省が発表しました資料、今私の手元にあります。幾つかの表が掲載されています。このうち、表の一、そして表の二、これはモデル世帯、約十二のモデル世帯に基づく市町村数であると。この市町村数を基に厚労省内部で様々な推計をされ、七割の方の保険料が下がるという結果

を出したという説明がされています。

今朝八時から行われました民主党の会議におきまして厚労省の担当課長は、この表の一と表の二は高齢者の負担の実情を必ずしも反映しているものではないと、このように説明をされました。厚労省の認識をまず伺います。

政府参考人(水田邦雄君) 委員が御指摘になりました私どもの発表資料の表の一と表の二でございますけれども、これはモデル世帯別の保険料額の変化の状況別市町村数を取りまとめたものでございまして、各モデル世帯について保険料が減少した市町村数、変化していない市町村数、増加する市町村数が把握できるものでございます。

ただ、この増減する市町村数だけでは市町村国保に加入しておられた高齢者の世帯の状況は把握できないわけでございますので、都道府県別のモデル世帯別所得分布を当てはめまして、世帯ごとに見た保険料額の変化の状況も推計してお示したものでございます。

風間直樹君 この推計にやはり大きな疑義がある。そして、その推計の結果出された七割の人の保険料は下がると、こういう結論に対して、高齢者の負担の実情を必ずしも反映していないと、厚労省の担当課長の話がありました。

法案提出者に伺いますが、今の厚労省の説明に対してはどのような認識をお持ちでしょうか。

員以外の議員(大塚耕平君)

ただいま風間委員から御質問があったと

おり、この調査結果には五枚の計表が付いておりまして、表の一と表の二はあくまで市町村からのアンケートの結果の数であります。市町村数が書かれているだけでございます。重要な



は表の三から表の五、高齢者の皆さんの負担の実態を表していると厚生労働省が言っている表でございますが、表一、表二は千八百枚の言わばアンケート用紙の集計であります。

しかし、その千八百枚のデータから千三百万人の高齢者の皆さんの実情を推計しているとすれば、やはりそれをどのように推計したかを明らかにしていただかないと信頼性に欠ける調査結果だと言わざるを得ないというふうに思っております。

風間直樹君 確かに、今法案提出者が御答弁のとおりであります。

昨日のニュースを見ておりまして、この調査結果に対する様々な不満の声も聞かれるようです。例えば、昨日の夜のニュースで栃木県の県庁の担当者の声が紹介されていましたが、これから調査をする段階でまだ実態を把握していないと、こういう紹介がされておりました。また、この十二のモデルに当てはまる世帯を抽出して調査をしたということでありまして、実際にはこの十二のモデル以外に様々な所得を得る世帯があるわけでありまして、この調査はそうした多様性を考慮していないと言えるかと思っております。

そこで、大臣、お尋ねをしたいと思います。

昨日大臣はインタビューを受けて、低所得者ほど負担増の傾向が強いことについてこうおっしゃっています。各自治体によって違うと、これ以上の詳細な明確なコメントを避けていらっしゃいます。大臣、実際のところどうなんでしょうか、認識を伺います。

国務大臣（舛添要一君） まず、私が申し上げたのはこういう調査の結果、約七割全体的に減少する、これは一つのデータでありますということをおっしゃる、そしてこのデータにありますように自治体によって違いますし、それから、やはり一般的に低所得層の方が高所得層よりも保険料の低減される割合が大きいというような説明をいろんな紙でやってきていたと思えます。

しかし、よく見るとそこには一定の条件が付してあるわけです、例えば

四方式を使った場合どうだというふうな。しかし、どういふ説明をやったか、私は少なくとも国会の答弁においてそういうことは一度も言ったことはございません。そういう言い方はしておりません。

ですから、四方式を使った場合にどうだという、その限定を使ってやったつもりでありますけれども、この中の紙に今のありますかね、

表の五をちょっと御覧いただきたいんですけれども、例えば、まず、お手元、風間委員、よろしくございませうでしょうか。あっ、これは来ていないのか、失礼しました。

風間直樹君 実は、この厚労省の調査結果、今日、配付資料で皆様の元には配っていないんです。そこで、今委員長にお諮りをしまして、御用意をお願いできるかどうか御判断をお願いいたします。

委員長（岩本司君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

委員長（岩本司君） 速記を起こしてください。

風間直樹君 ちょっと資料の準備がないまま質問をしました。大変失礼しました。

資料に関係のない質疑から先にさせていただきたいと思っております。

三日の質疑で、自民党の尾辻議員から大変示唆に富む内容のお話がありました。このようなお話をされました。今回の後期高齢者医療制度、七十五歳以上に公費をつぎ込むのが制度の趣旨であり、骨格は間違っていないと。また、保険料で成り立っていないところに思い切った税金をつぎ込



むために独立方式を選んだと。こういう非常に率直なお話がありまして、私は注意深くこの内容を聞いておりました。

つまり、今から約十年前、この後期高齢者医療制度の言わば原型とも言える案が最初に浮かんだ当時、当時の与党あるいは政府としては、七十五歳以上の最も保険料の掛かる方々を、医療費の掛かる方々を取り出して、そこに思い切った税金を投入しようと、そのことによってこれらの方々の健康の増進を図り、制度全体の保持をしようという意図があったということでありまして。ところが、今議論されているこの後期高齢者医療制度は、およそ当初の、この尾辻議員がおっしゃったようなイメージからは大きく離れていると私は感じております。

それは、かねがねこの委員会でも多くの委員、例えば櫻井委員から何度も御指摘がありますが、小泉政権時、経済財政諮問会議が財政抑制のため聖域なき構造改革の名の下でこの医療費の削減にも踏み込んできた、その過程の中で本来構想されていたこの後期高齢者医療制度への公費の投入というものが削られてしまったのではないかと私は感じました。

つまり、この後期高齢者医療制度、本来の制度設計の理念に立ち戻るのであれば、私は今後公費の部分の割合を増やしていく必要があるんだろうと思います。問題は、その意思が政府にあるかないかであります。舛添大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（舛添要一君） 高齢者の医療の中で公費の負担を増やしていくというのはこの老人保健制度においても行ってきまして、平成十八年、三割以上からずっと今日まで持ってきました。

ただ、委員、基本的に社会保障のこの考え方全部ですけれども、やっぱり自助と共助と公助という観点からすると、自助の部分があり、共助の部分があり、しかし公助の部分を超えろということがどうなのかな。私は、まあ五割くらいが限度かなというの、自助、共助の側面があるのと、もう一つは、医療だけじゃなくて御承知のように介護の方も同じようなシステムでやっていますので、医療だけ例えば五五%まで上げる、それができるかなと。そうすると、もしそれをやるんだしたら、やっぱり介護

についてもそこまで上げないといけない。

これは最終的に、委員、税金で見ると、保険料で見ると、これはまさに年金の問題の長期的な設計についても掛かるわけですから、私は今のところは、自助、共助、公助という観点から見ると五割かなと、そしてほかの介護保険制度なんかとの比較だと。

ただ、このことについては国民的な議論を行って、国民の方で給付の水準と負担の水準について、例えばもう公費で七割結構だということだったらそういう形でいいと思いますが、こういふことをしっかりと今総理の下に社会保障に関する国民会議も開かれておりますから、国民的な議論の上にコンセンサスを得てそれが決定できればと思っております。

風間直樹君 大臣、そうおっしゃいますが、今七十五歳以上のこの後期高齢者医療制度に移行したお年寄りがこれだけ悲鳴を上げていらっしやる原因というのは、まさにこの公費の部分の負担が少ないということにも大きな理由があるんじゃないでしょうか。

本来、この制度設計の当初の考えであれば、現状より多くの公費を投入しようという恐らく考えがあったんだろうと思います。三日の尾辻委員の質問の中にも、そのことを踏まえた上で大変な苦悩が私には感じられました。ですから、今悲鳴を上げていく多くのお年寄りをまさに救う意味において、私はこの議論は避けることができなと思う。大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（舛添要一君） 一割、四割、五割と、ですから御本人たちの保険料が一割だと、それで公費が五割、四割を現役の方たちの支援で行うと。ですから、粗い数字で言いますと、全体の二割部分についての保険料ですから、尾辻先生がおっしゃっていたのも、要するに一割だけの保険料で回すこと、これは保険の原則からはほとんど無理ですから九割はよそからお金を持つてくる、その中が四割、五割だというような観点からおっしゃったんだろうというふうに思いますから、個々人の御高齢の皆さん方の御負担についてはいろんな軽減策、そしてきめの細かい対策を取って対応

するというのが今の方針であるというふうに思っております。



風間直樹君 この議論、また後ほどさせていただきます。それでは、資料が配付されましたので先ほどの議論に戻りたいと思います。

昨日発表されたこの保険料額の変化に関する調査の結果、国民の実感、お年寄りの実感とどうも、七割の方の保険料が下がるという部分、違つのではないかとするのは先ほど申し上げたとおりであります。

そこでお尋ねをしたいと思います。一つ、この感覚のずれの理由は、厚労省は市町村数の割合をまず出していらつしやる、この調査結果の中で、それがすなわち加入者数を意味するものでは当然ないわけですね。そこに厚労省が何らかの計算式を使って推計を行うまた理由があったわけでありませんが、それでは実際、このいわゆる二方式、三方式、四方式と言われるものの市町村数の割合、同時にそれぞれの加入者数の割合、これがどれだけのなか、御答弁お願いいたします。

政府参考人(水田邦雄君) ただいま議員が御指摘になりました数値につきましては、通告をいただいておりますのでお答えする準備はございません。

風間直樹君 この資料は、度々この委員会審議でも我々使っておりますので、御説明をお願いします。

政府参考人(水田邦雄君) 市町村数につきましては、四ページ目の表二に、それぞれの方式、モデルの世帯別に出ております。ただ、世帯数はここでは出ておりませんが、それはむしろ市町村ごとに世帯数というのは分かるわけありますので、それを用いているというところでございます。

風間直樹君 それでは私から申し上げますが、まず二方式、市町村数の割合が一・四％、加入者の割合が一四・六％、三方式ではそれぞれ一七・一％、三八・九％、四方式では八〇％、四六・四％と、こういう数字になつておりますね。

つまり、市町村の数とそれに見合う加入者の数、これだけ大きな開きがあるわけです。この開きを恐らく埋めるための作業が今回のこの調査を発表されるときに厚労省内部で行われたらと思うと、それが担当課のおっしゃる粗い推計という意味だと私は思います。

そうしますと、この粗い推計時に自治体数と加入者数の相違の調整を正確に行ったのかどうかというのがこれ大事になってくると思うんですが、この推計、どのように行われたんでしょうか。

政府参考人(水田邦雄君) この推計でございますけれども、この世帯のモデルごと、十二のモデルがあります。それから、後ほど述べますけれども、資産割につきましても一定の前提を置いて、またモデルの区分をしております。そういったモデルごとに、各市町村から報告がありました基礎年金世帯、厚生年金世帯、それから高所得世帯の保険料額の増減の状況から、新制度の施行に伴いまして保険料が減少する所得の範囲を推計したわけでございます。

基礎年金世帯、それから厚生年金、それから高額という三点を押さえまして、それが、新しい後期高齢者の保険料と前の国保の水準を比べまして、そこで新制度の施行に伴って保険料が減少する所得の範囲というものを推計いたしました。別途、国民健康保険実態調査から作成しました都道府県別モデル世帯別の所得分布に当てはめまして、モデル世帯ごとに保険料が減少する世帯数を推計しているわけでございます。で、この各モデルの合計として保険料が減少する世帯割合を求めたものでございます。

それから、四方式を採用している市町村につきましては、先ほど申しましたように資産割が付加されている世帯とされていない世帯がございますので、それぞれ分けまして、資産割が付加されていない世帯を加味して推計をしているわけでございます。

風間直樹君 そうしますと、今の御説明では、この市町村数、自治体数から加入者数の割合、その調整は加味しなかったという理解でよろしいですか。

政府参考人(水田邦雄君) 加味するというのはよく把握し切れませんが、各市町村ごとに保険料の、何と申しますか、国保での保険料、それから広域連合での保険料というのは分かっておりますので、それぞれに当てはめて、幾らの時点で保険料が上がるのか下がるのか、その点を見極めまして、それを、都道府県別の所得分布を、これを市町村に当てはめまして、そこで世帯の数が分かるということでありまして、市町村数そのものから出ているわけではございません。

風間直樹君 御答弁の意味が分からないんですね。私が伺ったことにも答えていただけていない。

法案提出者に伺いますが、今の厚労省の答弁についてはどのような評価をされますでしょうか。

委員以外の議員(大塚耕平君) 今日は大変関心を持って傍聴しております。皆様方もいらっしゃいますので、今の局長の発言について二点申し上げさせていただきます。

今局長は変化するポイントを見極めてと、見極めてという言葉をお使いになりましたけれども、全然見極めていません。厚生労働省が言わば恣意的に、ここから先は負担が軽くなっている、重くなっているということを取りあえず仮置きしているというふうに、私たちは昨日からの説明でそのように理解をしております。したがって、見極めたという表現は極めて不適切、不正確な表現をこの国会で厚生労働省局長としてお使いになられておられるというふうに思います。

それから、もう一点でございますが、表三、今委員は市町村数から世帯数、そして世帯に所属しておられる高齢者の皆さんの実数の問題と、三段階に分けて御質問くださいました。表三を御覧いただきますと、世帯数についてはここで、厚生労働省の言わば仮置きでございまして、世帯数に労働省としての認識が表現されております。しかし、実はこの表三の一番右に、減少する世帯に属する後期高齢者割合」という表現がございますが、

これは大変重要な点でございますので、私が今二点目のポイントとして申し上げますと同時に、もし委員のお許しがいただければ厚生労働省に事実関係を確認していただきたいと思うんですが、この世帯に属する後期高齢者割合というものの中には、ひょっとすると御夫婦で、夫の方は負担が軽くなっても妻の方が重くなっている、その場合に、二人合算するとたまたまプラスだから負担が重くなっている奥様の方も負担が軽くなっているというふうに、こちらの軽い方の数字に含まれている、そういう数字の出し方をしている点が私は問題だと思えますし、その事実関係について厚生労働省に御確認いただければ幸いです。

風間直樹君 今の点、そのままお尋ねします。局長、いかがですか。

政府参考人(水田邦雄君) それは、まさにこの言葉どおり、減少する世帯に属する後期高齢者割合でございますので、世帯全体として上がっている夫婦世帯の場合は、それは二人は上がると、下がる場合には二人が下がると、こういう計算をしているわけでございます。

風間直樹君 ちょっと不明瞭だと思つんですね。大塚議員、いかがでしょうか。

委員以外の議員(大塚耕平君) 私も今理解不能の御答弁だったと思います。

それから、もう一回私も是非風間委員経由で局長の御答弁を聞かせていただきたいと思うんですが、蛇足で一点発言させていただいてよろしいでしょうか。

私は、昨日来、厚生労働省の課長以下現場の皆さんが大変御苦労しておられるので、これは私どもの部会にも局長自らがおいでになって現場の皆さんの御苦労を慰労するとともに、自ら説明責任を負うべきではないかというところをお願いして、今日も出席をお願いいたしました。しかし、おい

さいというふうに申し上げたところ、私よりも課長の方が詳しいし、課長しか実態は分からないという御趣旨のことをおっしゃいました。そういう局長が、今私が申し上げた二点目の重要なポイントについて本当に的確に御回答いただけるのかどうか、大変確信の持てないところでございます。

風間直樹君 今、大塚委員おっしゃるように、我々ふだんこの話を説明を聞く際にはいつも課長が来られます。課長の話でも理解ができない点が多々ある。今、この二点目のポイント、五ページ目の表三について大塚議員から質問を受けて、私がお尋ねしましたが、局長、これは今の御答弁ではだれも分からないですよ。分かりやすく、国民みんながこの委員会で見ているんですから、説明してください。

政府参考人(水田邦雄君) 先ほどの、内容的には同じになるわけでありませけれども、夫婦世帯の場合のカウントの仕方でありませけれども、それは、夫が上がり妻が下がる、両方も下がる、両方も上がる、それから逆の場合と、これだけあるわけでありませけれども、それらを押しなべて世帯として保険料額が上がった場合にはお二人が上がると、世帯として保険料、合計額が下がる場合には一人下がると、こういう推計をしているわけでございます。

風間直樹君 これはおかしいと思つし、更に不透明度が高まったと思えますね。何でこういうことになるんでしょうか。

大塚委員、何か御所見はございますか。

委員以外の議員(大塚耕平君) 厚生労働省の今の局長の御説明は、制度設計者として大変な論理矛盾だと思います。この後期高齢者医療制度は七十五歳以上の方お一人お一人単位で施行している、あるいはこれから課そうとしている制度でありますのに、その調査結果を表明するときには世帯単位というのは、これは行政府として極めて不適切な対応だと思います。



参議院 議事堂分館 第43委員会室

風間直樹君 局長、これはまさに今、大塚委員のおっしゃったとおりで、やはりこうした国民に対して説明をし、あるいは国会に対して説明をする資料の中でこういう書き方は私もまずいと思っただけですね。その点、認識はいかがですか。

政府参考人(水田邦雄君) この保険料の比較は国保の保険料とそれから長寿医療制度の保険料の比較でありますんで、国保の場合には世帯でカウントしているわけでありまして、そういうものとして私もこれまでも説明してまいりました。そういうことでありますんで、一つの考え方でしてそれは妥当ではないかと思っております。

しかも、私も報告をしているメーンのところは、それは減少する世帯数の割合ということでありまして、それを先ほどのような前提を置いて人数にするとの参考のようになりますと、こういうこととさせていただきます。

風間直樹君 どうも責任ある御答弁になっていないんですね。

舛添大臣、責任持ってこの点説明してください。

国務大臣(舛添要一君) 例えばサンプル調査をやったらどうかということもあるんですが、そうするとき、二つの制度、前の制度と後の制度の変化についてこれは把握しないとけない。その比較する二つの対象の基盤になっている要素がすべて同じならサンプル調査ということは可能です。

しかし、今回の場合は、まず今、最初の国保が世帯単位で測られている。こちら側は個人単位という要素を、今、大塚発議者も言われたように、入っている。そうすると、どこを比べるのかなど。

例えば、国保の中でおじいちゃん、おばあちゃん、息子が払っているから払っていないという方がおられました。その人だけを取り上げるとすると、今度払いますから、もう全員これはゼロから二千とか三千になっちゃうわけですね。

だから、そういう意味で世帯ごとの比較をするというのは一定の意味がある、そういうことをまず取りあえず申し上げておきたいと思えます。

風間直樹君 この問題に限らず、今回の廃止法案を野党共同で提出したこの法案審議にはやはり厚労省が持っていらっしやる様々なデータが根拠として必要なんです。

今朝、私ども、昨日のこの調査結果を受けて、厚生省に、どういう計算、推計を行ったのか、その根拠を示してほしいとお願いをしました。私の質問でも通告をしております。

私が通告した三つ、まず都道府県に対して調査を行った資料、これを見せてくださいとお願いをしています。持ってきていらつしやいますでしょうか。二つ目、推計に用いた計算式を示してほしい、お示しいただきたい。三つ目、推計作業を行ったパソコンの端末等を私どもに検証させていただきたい、この点についての認識を伺いたい。

以上三点について御答弁をお願いします。

政府参考人(水田邦雄君) まず、調査資料の現物ということでございますね。これにつきましては、市町村から提出していただいた調査票等につきましては、提出を求めるに当たって、公表をするという前提で集めたものではございません。しかしながら、個別市町村の資料を閲覧させてほしいという意見が多いのであれば、閲覧に関して市町村との調整など検討していきたいと思っております。

それから次に、推計に用いた計算式ということでございますけれども、世帯数割合に関する推計につきましては、先ほど申しましたような世帯のモデルごとに、各市町村から報告のあった世帯別の保険料額の増減の状況から新制度の施行に伴い保険料が減少する所得の範囲を推計したと、こういったものでございます。具体的な計算式につきましては、準備が整い次第説明できるものと考えてございます。

それから三点目、推計作業を行った端末等を検証することが可能かというところでございますけれども、推計を行いました計算ファイル等をお見せするにはファイルの整理等が必要であり、現時点でお見せすることは難しいと考えております。

風間直樹君 局長ね、大臣もよく聞いてください。参議院の委員会での質疑は今日最後なんです。その前日に厚生省があいつた調査を出した。これに国民が驚愕した。私たちはこの内容をしっかりと精査する責務がある

んです。あなたはその責務を放棄せよとおっしゃるんですか。もしそういうことであれば、私はこれ以上質問できない。出していただけますか。通告してありますよ。

政府参考人(水田邦雄君) ただいまお答えしたとおりでございます。

風間直樹君 私はこれ以上質問をできません。

委員長にお諮りしますが、理事の皆さんで、今私が局長に通告した三点について至急出すように協議をしていただきたい。お願いいたします。

委員長(岩本司君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕



委員会中断により各理事が対策を相談



各理事が委員長に詰め寄り、誠意のない政府答弁に抗議

委員長（岩本司君） 速記を起こしてください。

風間直樹君 それでは舛添大臣、私の今の求めに対していま一度御答弁をお願いします。

国務大臣（舛添要一君） まず、調査票につきましては、市町村の首長さんの了解を二応得ないといけませんので、得た上で議員の閲覧ができるようにしたいというふうに思います。それから、計算式につきましても、これは整理した上でできるだけ早く出せるようにします。

したがって、ターミナルの閲覧についても同様の措置をとりたいと思います。きちんと対応してまいります。

風間直樹君 では、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

今回調査は、市町村国保から後期高齢者医療制度に移行した人を対象としていました。この中にサラリーマンの被扶養者だった約二百万人は含まれておりません。この人たちは一〇〇％負担増になるという認識でこれはよろしいでしょうか。

政府参考人（水田邦雄君） それらの方々はこれまで保険料を負担しておられなかったわけでありますので、全員新たに負担をしていただくということになるわけであります。

風間直樹君 そうしますと、今回の制度の対象者千三百万人中トータルで保険料が減少する方が何％になるのか、これを計算してみたいですね。すると、昨日の調査では六九％とおっしゃっているんですが、実は五三％に下がるんですよ。さらに、いわゆる天引き増税、つまり、今まで息子さんが親の保険料、新たに今度親御さんに掛かるから、これを息子さんが代わりに払って社会保険料の控除を受けていた世帯、これは天引きによる増税になるんですね。

ということば、天引き増税の人も含めると、保険料減少は五〇％以下になる可能性が出てくるんじゃないかと私は心配をしているんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

政府参考人（水田邦雄君） 最後の天引き増税の方、いわゆるいいますが、がどのくらいおられるのかというのは、先日も御答弁しましたように、数は分かりません。ですから、分かっておりますのは、その二百万人の方が新たに負担をお願いするということでございます。したがって、その限りでの計算は今されたとおりだと思えますけれども、全体でそれじゃどうなんだと言われると、そういった数字は持ち合わせておりません。

風間直樹君 それでは、障害者の百万人、この方々はどうなりますか。

政府参考人（水田邦雄君） 今回の調査におきまして、六十五歳から七十四歳までの障害者の方はこの調査の対象ではございません。

風間直樹君 いや、そうしますと、これ余りにも弱者の方々に対する配慮がないんじゃないですか。障害者は考慮していない、低所得者のうち三九％が保険料増額になる、何でこういう方々に配慮をされないんでしょうか。大臣、なぜですか。

国務大臣（舛添要一君） 一定の基準の下にモデルの計算をしたというところで、例えば先ほどのサラリーマンの被扶養者になっていた方について言えば、暫定措置で最初の半年間はゼロですから、その次は一割負担と、そういうことを前提にして千三百万人から約二百万人除外



して一千万からの数字を出したということですが。

それから、障害者の方についても、選択制ということがございますので、そういう意味で数の把握が、どれだけの人が選択されるのか、まあ四つぐらゐの道県においてこのこともしっかりと徹底しなかったような問題がありますけれども、そういう配慮で行ったんで、あえて弱者を意図的に排除して統計に入れなかったと、そういう意図ではございません。

風間直樹君 これまでの説明を伺っておりますが、私は、国民の生活を守る、健康を守るといふ政府の責任を果たしていらっしやらないと思えます。

今、私どもは総理に対する問責をどうするかという検討をしておりますが、私自身はこれは十分問責に値すると。まず、議論の根拠となるデータをなかなか示そうとしない、国民の理解を得る努力を政府はされようとしていない、さらに、今御答弁いただいたように、弱者に対する配慮が余りにも欠けている。一体どうしやったんでしょつか、政府は、大変残念です。

今回のこの調査結果、実は五月の十五日木曜日に厚労省から、恐らく都道府県を通してだったと思いますが、各市町村に調査指示をします。その期限が五月十九日月曜日の午後五時です。つまり、土曜と日曜を除くと実質的には一日ないし二日の時間的余裕しか自治体にはなかった。私は、これは制度の正確性を期する上で大変な怠慢ではなかったかと思えます。さらに、その後、五月の二十九日、今回の厚労省調査とほぼ同一の調査内容が新聞に報道されました。そして、昨日の厚労省の発表であります。

この一連の流れ、どう理解したらいいんでしょうか。

委員長(岩本司君) 風間君、時間を超過しておりますのでおまとめください。

風間直樹君 はい、分かりました。

最後に一言申し上げて、質問を終わりたいと思います。

今回、厚労省はモデル調査を行いました。私たちがサンプリング調査こそが必要だということをお願いしています。この調査を、サンプリング調査を行うことを最後に強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

参議院 厚生労働委員会	
委員長	岩本 司
理事	家西 悟
理事	谷 博
理事	蓮 一
理事	藤 晟
	足立 信也
	大河原 雅子
	風間 直樹
	小林 正夫
	櫻井 充
	津田 弥太郎
	中村 哲治
	森 ゆうこ
	石井 準一
	石井 みどり
	岸 宏一
	島 尻安伊子
	中村 博彦
	西島 英利
	南野 知恵子
	若林 正俊
	山本 博司
	渡辺 孝男
	小池 晃
	福島 みづほ